

第3類 組織・処務

第1章 組織

○印旛郡市広域市町村圏事務組合組織条例

昭和47年9月14日
条例第3号

改正 平成22年7月26日 条例第4号

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第7項の規定により、管理者の権限に属する事務を分掌させるため事務局を置く。

第2条 事務局の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 市町の連絡調整に関すること。

第3条 管理者は第1条に定める事務局に必要な課及び係を置くことができる。

第4条 課及び係の分掌する事務について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年9月14日から適用する。

附 則（平成22年7月26日条例第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成22年7月26日から適用する。